

広島県教育委員会告示第二号

広島県文化財保護条例（昭和五十一年広島県条例第三号）第三十七条第一項の規定により、次のとおり広島県天然記念物の指定を解除する。

平成二十年二月二十八日

広島県教育委員会

委員長 小笠原 道雄

種別	名称	員数	所在地	所有者	指定年月日	解除理由
植物	井永のアサガラ	一株	府中市上下町井永一八六番のうち、樹の根元を中心とする半径五メートルの円内の地域	府中市	昭和六十年十二月二日	折損・倒壊したため